令和８年（フ）第４０８号
静岡市清水区二の丸町７番21号　コープハイツ二の丸406号、旧住所宮城県名取市手倉田字八幡６番地の１
債務者　齋田　嘉広
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３１号
静岡市駿河区小鹿921番地の６　コスモス18203
債務者　矢吹　美穂
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８号
静岡県田方郡函南町仁田238番地の４　ラ・メーグⅡ―203
債務者　山城　正孝
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０１号
香川県高松市松島町２丁目３番14号　メゾン松島町104号室
債務者　森本　麻美
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２４７号
福岡市城南区長尾５丁目２番１号
債務者　林　えり子
１　決定年月日時　令和８年７月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６５号
福岡市東区香椎駅前３丁目９番７号　第４作賑ビル402号
債務者　天川由美子
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２９６号
福岡県糸島市前原西四丁目14番12号（２）
債務者　渡邊　美樹
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０７号
福岡市南区向野１丁目21番11号　グリーンメゾン大橋302号
債務者　野畑　元嗣
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４１４号
福岡県筑紫野市大字牛島408番地６　ウッディ・コート筑紫野201号
債務者　丸田みのり
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２７号
代替住所Ａ、旧住所福岡県春日市上白水５丁目29番地　金堂マンション128号
債務者　森　　麻美
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３１号
福岡市博多区千代４丁目２番８－501号　Ｓ－ＦＯＲＴ福岡県庁前
債務者　大島ジョージ
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７２号
福岡市南区大橋２丁目25番10―202号　ロマネスク大橋レディース
債務者　田中　裕子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９４号
福岡市南区玉川町６番20―305号　ルエメゾンロワール高宮
債務者　栗山　智商
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５００号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1021番地１　スルス門松Ⅱ―101号、前住所福岡市東区馬出２丁目３番18―903号　ＹＳＰ県庁前
債務者　野田　爽太
１　決定年月日時　令和８年７月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１２号
福岡市南区野多目１丁目２番11―503号　市営野多目一丁目住宅１号棟
債務者　知田　容子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３８号
福岡県大牟田市大字宮部276番地、前住所東京都中野区江古田４丁目６番１号　ライブリー松本305
債務者　ネクスト・ワンこと猿渡　真二
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部